

理事会規則 479/2008 号における EU 産ワインの 表示に関する規制

——原産地呼称・地理的表示の保護を中心として——

蛭原健介

目次

- I はじめに——EU ワイン改革の概要
 - II 栽培可能な品種に関する規制とぶどう生産物の定義
 - III 保護原産地呼称（AOP）および保護地理的表示（IGP）の定義
 - IV 原産地呼称・地理的表示の登録手続
 - V 原産地呼称・地理的表示の保護の効果
 - VI ラベルの記載事項
- まとめにかえて

I はじめに——EU ワイン改革の概要

欧州共同体（EC）では、共通農業政策の一環として、ワイン共通市場制度（Organisation commune du marché vitivinicole）が導入されている。競争力の高い一部の高級ワインについては自由な市場メカニズムに委ねられる一方、日常消費用のテーブルワインには保護主義的な価格市場政策が適用されてきた。とりわけ、価格支持、民間在庫補助、余剰ワインの工業用アルコール化に対する補助、最低輸入価格規制や輸出払戻金などの可変的国境調整が実施され、また、構造的過剰生産を調整するため、減反奨励や栽培権制限制度といった措置も講じら

れた⁽¹⁾。

しかしながら、近年、EU 産ワインの競争力低下と過剰生産は深刻化し、ワイン共通市場制度の予算 13 億ユーロのうち、毎年約 5 億ユーロが余剰ワインの処理のために投じられている。しかも、EU におけるワイン消費量の減少と域外からの輸入量の増加にともない、余剰ワインは増加する傾向にある。欧州委員会の報告書等では、数年後には余剰分が年間生産量の 15% に達する可能性も示唆されている。また、従来の共通市場制度におけるラベル表示や醸造行為に関するさまざまな規制も、「ニューワールド」を中心とする域外の生産者との競争が激化するなかで、EU のワイン生産者にとって不利な要因となっており、これを改善する必要性が指摘されてきた。かくして、欧州委員会は、EU のワイン生産者の競争力向上、新たな市場の獲得、需給均衡の達成、環境保全などを目標に掲げて、ワイン共通市場制度の根本改革に着手することとなったのである。

欧州委員会により公表された文書 (La réforme de l'Organisation Commune

【図表 1】EU ワイン改革の経緯

1960 年代以降	食品の安全 生産性向上 市場の安定 所得支持	生産性		
1980 年代の危機	過剰生産 支出の増大 貿易摩擦 構造的措置	↓		
1992 年改革	余剰ワイン削減 環境保全 所得の安定 予算の安定性	↓	競争力	
アジェンダ 2000	改革プロセスの検討 競争力向上 農村振興	↓	↓	持 続 可能性
共通農業政策改革 2003~2005 年	市場志向 消費者の不安解消 農業所得 農村振興 環境保全	↓	↓	↓
2008 年ワイン改革		↓	↓	↓

(出所：図表 1 から 3 まで、La réforme de l'Organisation Commune du Marché vitivinicole, Accord politique du Conseil sur la proposition de règlement de la Commission, le 19 décembre 2007 による)

du Marché vitivinicole, Accord politique du Conseil sur la proposition de règlement de la Commission) によれば、これまでの改革の流れは、さしあたり図表 1 のように図式化されよう。

ワイン共通市場制度は、1960 年代に導入されたが、次第に供給過剰が顕著となり、その後の改革では、競争力の向上や余剰ワインの削減が課題となった。さらに近年では、とりわけ環境保全や農村振興の要素を盛り込んだ、ワイン部門の持続可能性を志向する改革が模索されている。

今回のワイン共通市場制度の改革の目的は、欧州委員会の提案によれば、以下の 3 点に要約される。

- ① EU のワイン生産者の競争力を高め、EU 産の優良ワインが世界最高レベルであるという社会的評価を確立し、かつての市場を取り戻し、EU および全世界で新たな市場を獲得すること。
- ② 需給均衡が確保された効果的で明確かつ単純なルールにもとづく制度を確立すること。
- ③ 多くの農村地帯の社会組織を強化するとともに、いかなる産品も環境を尊重して生産される、欧州のワイン生産の良き伝統を維持する制度を確立すること。

2006 年 6 月、欧州委員会は、ワイン部門の改革を進めるため、欧州議会および閣僚理事会に対する報告書 (COM 2006/319 final) 「持続可能な欧州のワイン部門に向けて (Vers un secteur vitivinicole européen durable)」を公表し、ワイン共通市場制度の改革を提言した⁽²⁾。その後、約 1 年間の準備期間を経て、2007 年 7 月 4 日、「ワイン共通市場制度に関する理事会規則案 (Proposition de Règlement du Conseil portant organisation commune du marché vitivinicole et modifiant certains règlements)」が提案された⁽³⁾。しかし、フランスなどの生産国では反対

【図表 2】 提案内容の修正点

2007 年 7 月 欧州委員会の提案	関係当事者 構成国、欧州議会	2007 年 12 月 農相理事会における合意
5 年間で 20 万 ha を減反するための予算措置	他の措置にも予算の割り当てが必要	3 年間で 17 万 5000ha を減反するための予算措置 通減方式の減反奨励金
5 つの措置を国別予算枠へ	移行措置および関係部門への資金供与が必要	新たな措置を国別予算枠へ移行措置
第三国における販売促進のため、1 億 2000 万ユーロの予算確保	第三国における販売促進は利害関係のない国には利益なし	販売促進のための予算の確保は義務的とはしない
シヨ糖による補糖の禁止	20 か国の構成国および欧州議会が反対	シヨ糖による補糖は認められるが、添加量は制限される（濃縮マスト使用も同様）
2013 年末をもって栽培権制限を撤廃	適応のために時間を要する	EU レベルでは 2015 年末、構成国レベルでは 2018 年末をもって栽培権制限を撤廃

が強く⁽⁴⁾、改革にともなう変化を緩和する方向で提案は修正され、最終的には、栽培規制の延長、蒸留補助金やマスト使用に対する補助金の廃止延期または継続、減反政策の緩和、当初案では禁止されていたシヨ糖による補糖の容認などが盛り込まれた。おもな修正事項は、図表 2 のとおりである。

2007 年 12 月 19 日の農相理事会における合意、さらに、2008 年 4 月 29 日の理事会採択を受けて、2008 年 8 月 1 日に新たな理事会規則 479/2008 号（以下、「新規則」という）が発効した⁽⁵⁾。2008 年 4 月 29 日の新規則における改革の要点は、以下のとおりである。

① 国別予算枠の導入

国別予算枠（enveloppes nationales）により、各構成国が、各国の状況に適し

た形で種々の措置を導入することができる。そのなかには、第三国における EU 産ワイン振興、ぶどう畑の再編・転換、摘房（グリーン・ハーベスト）の支援、新しい危機管理措置などが含まれる。

②農村振興

若手農家の自立、マーケティング活動の改善、職業訓練、生産者団体への支援、景観維持にともなう所得減・費用増を補うための補助金、早期退職といった措置を講じることが認められる。

③栽培権制限

栽培権の制限は 2015 年まで維持されるが、構成国レベルでは 2018 年まで延長することができる。

④蒸留補助金の段階的廃止

余剰ワインを買い上げ、蒸留して工業用アルコールに転用する措置（distillation de crise）に対する補助金は、4 年間で廃止される。その上限は、初年度は国別予算枠の 20%，2 年目は 15%，3 年目は 10%，そして 4 年目は 5% に設定される。飲用アルコール蒸留に対する補助金も 4 年間で段階的に廃止され、単一支払制度に切り替えられる。醸造副産物（マールなど）の蒸留に対する補助金は、現状より大幅に削減され、国別予算枠に組み込まれる。

⑤単一支払制度の導入

構成国は、醸造用ぶどうの生産者および抜根を実施した生産者について、生産要素から切り離された「デカップリング」型単一支払制度を採用することができる。

⑥抜根奨励

3 年間で 17 万 5000 ヘクタールのぶどう畑の削減をめざす。抜根奨励金は、段階的に減額される。構成国は、抜根対象となる土地面積がぶどう栽培面積の 8% に達した場合、または、当該地域の 10% に達した場合には、抜根を停止することができる。また、欧州委員会も、ある構成国において、抜根対象

となる土地面積がぶどう栽培面積の 15% に達したときは、停止することができる。さらに、構成国は、環境保護の目的で抜根を制限し、山岳地帯や急勾配斜面のぶどう畑の抜根も制限することができる。

⑦醸造行為

新たなワイン醸造行為の承認または既存の醸造行為の変更は、欧州委員会の権限に属することとなる。欧州委員会は、国際葡萄ワイン機構 (OIV = Organisation internationale de la vigne et du vin) で承認された醸造行為を検討したうえ、EU で認められる醸造行為のリストに加える。

⑧ラベル表示に関するルールの改善

EU 産優良ワインの定義の根拠となるのは、保護地理的表示 (IGP = indication géographique protégée) および保護原産地呼称 (AOP = appellation d'origine protégée) の対象となるワインである。品質に関する国内レベルで確立された政策は維持されるが、ラベル表示は簡略化される。地理的表示なしワインについても、品種名と収穫年の表示が認められる。ただし、伝統的なワインの瓶の形状や一部の記載事項は、引き続き保護される。

⑨補糖

補糖は認められるが、ショ糖やマストの添加による補糖の上限は引き下げられる。構成国は、天候異常の場合、その上限の引き上げを欧州委員会に要請することができる。

⑩マスト利用に対する補助金

この補助金は、今後 4 年間は現状通り支給されるが、その後は、「デカップリング」型単一支払制度に切り替えられる。

このように、改革の内容は、多岐にわたっており、その実施時期も一律ではない (図表 3 参照)。以下では、改革の第二段階に位置づけられ、2009 年 8 月に実施が予定されている、原産地呼称・地理的表示およびラベル表示に関する改

【図表 3】EU ワイン改革の日程

	維持・強化される措置	新たな措置の導入・簡略化	廃止される措置
第一段階 2008 年 8 月 1 日	栽培権制限の維持 減反奨励 ぶどう畑の再編 農村振興 環境保全の要請 販売促進・情報提供	国別予算枠の導入	民間在庫補助、二重目的のぶどう由来のワインの蒸留、公的在庫、ぶどう果汁製造に対する補助金の廃止 余剰ワインの工業用アルコール化・副産物蒸留・飲用アルコール製造に対する補助金、補糖用マストに対する補助金は EU レベルで廃止（構成国レベルでは継続可能）
第二段階 2009 年 8 月 1 日	栽培権制限の維持 減反奨励 農村振興 環境保全の要請 販売促進・情報提供	デカップリング型直接支払制度の導入（2009 年 1 月 1 日） 国別予算枠 醸造行為、品質政策・地理的表示、ラベル表示の簡略化	
第三段階 2012 年から 2015 年まで	農村振興 環境保全の要請 販売促進・情報提供	直接支払制度 国別予算枠 醸造行為、品質政策・地理的表示、ラベル表示の簡略化	余剰ワインの工業用アルコール化・飲用アルコール製造に対する補助金、補糖用マストに対する補助金、減反奨励金の廃止 2016 年 1 月 1 日、栽培権制限は EU レベルで廃止（構成国レベルでは継続可能）
第四段階 2019 年 1 月 1 日	農村振興 環境保全の要請 販売促進・情報提供	直接支払制度 国別予算枠 醸造行為、品質政策・地理的表示、ラベル表示の簡略化	栽培権制限の廃止

革について取り上げることにしたい。

II 栽培可能な品種に関する規制とぶどう生産物の定義

新規則は、その目的と適用範囲を規定する第 1 篇（Dispositions préliminaires）、各種支持措置を規定する第 2 篇（Mesures de soutien）に続いて、第 3 篇「規制措置（Mesures réglementaires）」を置いている。また、第 3 篇は、第 1 章「一般

規定 (Règles générales)], 第 2 章「醸造行為および規制 (Pratiques oenologiques et restrictions)], 第 3 章「原産地呼称 (appellations d'origine), 地理的表示 (indications géographiques) および伝統的記載事項 (mentions traditionnelles)」の適用範囲, 第 4 章「原産地呼称および地理的表示」, 第 5 章「伝統的記載事項」, 第 6 章「ラベル表示および外見 (Étiquetage et présentation)], 第 7 章「生産者団体および同業者団体 (Organisations de producteurs et organisations interprofessionnelles)」からなる。このうち, 第 3 篇第 1 章には, 醸造用ぶどう品種に関する規制を定める 24 条とぶどう生産物の定義に関する 25 条が置かれており, 第 7 章とともに 2008 年 8 月 1 日より施行される。

新規則 24 条は, 年間生産量が 5 万ヘクトリットル以上である構成国に対して, ワイン醸造目的で栽培されるぶどう品種の指定を義務付けるとともに, 栽培可能な品種を制限している。

ブドウ属(ヴィティス)には, ヨーロッパブドウに分類される種であるヴィティス・ヴィニフェラのほか, アメリカブドウに分類されるヴィティス・ラブルスカ, 東アジアブドウに分類されるヤマブドウ=ヴィティス・コアニティーなどがある。醸造用として古くから用いられてきたのはヴィニフェラ種であり, ワイン醸造にもっとも適しているとされる。そこで 24 条は, 構成国がヴィティス・ヴィニフェラに属する品種, または, ヴィティス・ヴィニフェラとその他のヴィティスとの交配品種のみを醸造品種に指定することができると規定している。ただし, Noah, Othello, Isabelle, Jacquez, Clinton, Herbemont を指定することはできない。栽培可能な品種に関する規制は, 年間生産量が 5 万ヘクトリットル以下の構成国においても適用される。もっとも, 例外として, 実験目的または試験目的で, 上記の要件を満たしていない品種を栽培することは可能である。

自家消費用を除いて, 規定に違反して栽培されているぶどう品種は, 抜根されなければならない。また, 指定から除外された品種は, その後 15 年以内に抜根される。指定されたぶどう品種以外の品種の栽培を防ぐために, 構成国は,

必要な措置をとることを義務付けられている。

また、新規則 25 条によれば、EC 域内で製造されるぶどう生産物は、24 条にもとづき指定された品種を原料としなければならない。対象となるぶどう生産物は、新規則附属書Ⅳに列挙されており、ワインのほか、発酵中のワイン (vin nouveau encore en fermentation)、ヴァン・ド・リクール (vin de liqueur)、ヴァン・ムスー (vin mousseux)、優良ヴァン・ムスー (vin mousseux de qualité)、芳香性優良ヴァン・ムスー (vin mousseux de qualité de type aromatique)、炭酸ガス添加ヴァン・ムスー (vin mousseux gazéifié)、ヴァン・ペティアン (vin pétillant)、炭酸ガス添加ヴァン・ペティアン (vin pétillant gazéifié)、ぶどう果汁 (moût de raisin)、部分発酵ぶどう果汁 (moût de raisins partiellement fermenté)、乾燥ぶどう由来の部分発酵ぶどう果汁 (moût de raisins partiellement fermenté issu de raisins passerillés)、濃縮ぶどう果汁 (moût de raisins concentré)、濃縮ぶどう調整果汁 (moût de raisins concentré rectifié)、乾燥ぶどう原料ワイン (vin de raisins passerillés)、過熟ぶどう原料ワイン (vin de raisins surmûris) およびワインビネガー (vinaigre de vin) が含まれる。

新規則附属書Ⅳの定義によれば、ワインとは、破碎された、もしくは破碎されていない新鮮なぶどう、またはぶどう果汁を部分的もしくはすべてアルコール発酵させて生産されたものに限定される。ただし、構成国は、ぶどう以外の果物を発酵させて製造された製品について、その果物の名称を併用するなどして「ワイン」という表現を用いることを許可することもできる。しかし、この場合、ぶどう生産物との混同を惹起しないようにしなければならない。アルコール濃度の下限は、原則として、ゾーン A (ドイツの一部、ベルギー、イギリス、ルクセンブルク、北欧諸国など) およびゾーン B (フランスの一部、ドイツの一部、オーストリアなど) では 8.5%、その他のゾーン (C I、C II、C IIIa、C IIIb) では 9% であり、上限は 15% である。なお、総酸度は、原則として、酒石酸換算で 1 リットルあたり 3.5g 以上とされている。

ヴァン・ド・リクールとは、ぶどうの発酵果汁にアルコールを添加して発酵を中止させた甘口ワインである。また、ヴァン・ムスは、気温 20℃におけるガス圧 3 バール以上の発泡性ワイン（優良ヴァン・ムスは 3.5 バール以上）であり、ヴァン・ペティアンは、ガス圧 1 バール以上 2.5 バール以下の弱発泡性ワインである。

新規則は、続く 26 条から 32 条まで、醸造行為に関する規制について定める。この点につき、本稿では詳論を避けるが、同 30 条では、欧州委員会が新たな醸造行為を承認する際、消費者保護、環境保全、保健衛生への配慮が求められるほか、OIV が公表・推奨する醸造行為を根拠とすべきことが規定されており、OIV 基準の重要性が増している。なお、2008 年 8 月現在、OIV 加盟国は 44 か国であり、ワイン生産国である EU 構成国の多くが加盟している。醸造行為に関する新規則の規定は、第 3 篇第 1 章および第 7 章とは異なり、2009 年 8 月 1 日より施行される。

Ⅲ 保護原産地呼称（AOP）および保護地理的表示（IGP）の定義

欧州共同体には、農産物および食品の地理的表示保護制度が存在する。その根拠法は、2006 年 3 月 20 日の理事会規則 510/2006 号である。しかし、この規則は、ワイン・蒸留酒には適用されず、もっぱら農産物および食品を対象としている。同規則は、保護原産地呼称（AOP）および保護地理的表示（IGP）という 2 つのカテゴリーを設けており、それぞれ以下のように定義している。

まず、保護原産地呼称の要件としては、固有の自然的・人的要素を備えた特別な地理的環境に本質的または排他的に由来する品質・特性を有する産品であって、その生産・加工・調整のすべてが当該地理的区域において行われるものでなければならない。これに対して、保護地理的表示の要件としては、地理的起源に由来する特定の品質、名声またはその他の特徴を有する産品であって、

その生産・加工・調整のいずれかが当該地理的区域において行われることが必要である（2条）。したがって、IGP よりも AOP の方が、産品と産地との結びつきがより強いといえる⁽⁶⁾。

現在、たとえばフランスでは、チーズ・バターなどの乳製品に関して 48 件、肉・野菜・果物・オリーブなどの品目に関して 39 件の原産地呼称の登録が認められており、また、保護地理的表示として、鶏肉・牛肉・羊肉等に関する 80 件の登録がある。EU 全体では、760 件以上の登録があり、さらに、EC 域外の地理的表示として、コロンビアの《Café de Colombia》が登録されている。

ところで、ワインの地理的表示保護制度は、これまで、理事会規則 1493/1999 号およびその施行規則である委員会規則 753/2002 号によって規律されてきた⁽⁷⁾。これらの規則では、ワインのカテゴリーは指定地域優良ワイン（VQPRD = vin de qualité produit dans une région déterminée）と日常消費用のテーブルワイン（vin de table）に区分され、VQPRD について、その名称が限定された地域に由来し、特別な品質的特性を有し、かつ、生産・流通に関する EC 法および国内法の要件を満たしているワインと定義されていた。従来の理事会規則にいう VQPRD に位置づけられていたのは、フランスの AOC (appellation d'origine contrôlée) および AOVDQS (appellation d'origine vin délimité de qualité supérieure)、スペインの DO および DOCa、イタリアの DOC および DOCG などである。他方で、テーブルワインのカテゴリーに属するものにも、フランスのヴァン・ド・ペイ（vin de pays）のように、地理的表示を認められたテーブルワインと、地理的表示を認められていない狭義のテーブルワインが存在していた。しかしながら、産品の「特別な品質的特性」の存在に依拠する従来の分類は、消費者にとって理解しやすいとはいえず、WTO における分類——地理的表示の保護を与えられるワインかどうか——と調和させる必要性も指摘されていた。したがって、今回のワイン共通市場制度改革では、まず産品の「特別な品質的特性」の存在に立脚して区分するのではなく、地理的表示付きワインと地理的表示なし

ワインを区別し、その次に、その他の要素にもとづくサブ・カテゴリーを導入する方法がとられたのである。ここで設けられたサブ・カテゴリーとは、保護原産地呼称（AOP）と保護地理的表示（IGP）であり、すでに農産物・食品について導入されていた地理的表示保護制度との調和がはかられている。

新規規則 33 条によれば、同規則の原産地呼称および地理的表示に関する規定が適用されるぶどう生産物は、ワイン、ヴァン・ド・リクール、ヴァン・ムスー、優良ヴァン・ムスー、芳香性優良ヴァン・ムスー、ヴァン・ペティアン、ガス添加ヴァン・ペティアン、部分発酵ぶどう果汁、乾燥ぶどう原料ワインおよび過熟ぶどう原料ワインである。33 条 2 項は、原産地呼称・地理的表示制度の目的を提示しており、それによれば、一方では消費者保護、他方では生産者の正当な利益を擁護すること、共通市場の適切な機能を確実にすること、そして、品質に関する国内措置を認めつつ、優良製品の生産を促進することが目的に掲げられている。

34 条には、ぶどう生産物の原産地呼称および地理的表示の定義が示されている。まず、原産地呼称とは、上記のぶどう生産物を指し示すために使用される、地域、指定区域、または、例外的には国の名称であって、一定の要件を満たすものでなければならない。すなわち、当該製品の品質および特性が、本質的または排他的に、固有の自然的・人的要素および特別な地理的環境に由来し、当該地理的区域のぶどうのみから生産され、その生産が指定された地理的区域内で行われ、さらに、ヴィニフェラ種に属する品種のみを使用したものであることが条件となる。

他方で、地理的表示とは、上記のぶどう生産物を指し示すために使用される、地域、指定区域、または、例外的には国に関連する表示であって、一定の要件を満たすものでなければならない。すなわち、当該製品が、当該地理的由来に帰せられるべき品質、社会的評価、またはその他の特性を有し、当該地理的区域のぶどうを 85% 以上使用し、その生産が指定された地理的区域内で行われ、

ヴィニフェラ種に属する品種、または、ヴィニフェラの交配品種を原料とすることが条件となる。したがって、一般的には、ワインの品質・特性と産地との結びつき、使用されたぶどうの由来や品種の点で、保護地理的表示よりも保護原産地呼称の要件が厳格であるといえることができる。

また、伝統的に使用されてきた呼称であって、ワインを対象とし、地理的名称との関係を有し、当該産品に関して上記の原産地呼称と同一の要件を満たしており、かつ、原産地呼称・地理的表示の登録制度の適用を受ける場合には、原産地呼称とみなすことが認められる。原産地呼称とみなされうる伝統的呼称として、たとえば、スペインのカヴァ (Cava)、ポルトガルのヴィーニョ・ヴェルデ (Vinho Verde)、フランスのミュスカデ (Muscadet) およびブランケット (Blancquette) などがある⁽⁸⁾。伝統的呼称に関する同様の規定は、上記の理事会規則 510/2006 号 2 条 2 項にもみられる。

なお、第三国の地理的領域にかかわる原産地呼称および地理的表示であっても、この規則の規定により、EC 域内における保護を求めることができる。すでに、従来の共通市場制度のもとで、ブラジルの《Vale dos Vinhedos》およびアメリカの《Napa Valley》が、いずれも地理的表示付きワインとして、2007 年に EC 域内における保護を認められている (JOCE 10.05.2007 2007/C/106 p.1)。

IV 原産地呼称・地理的表示の登録手続

1 申請書類

新規規則は、原産地呼称・地理的表示の登録にあたり、技術文書 (dossier technique) の提出を求めている (35 条 1 項)。これには、①保護されるべき名称、②申請者の名称および所在地、③生産基準書 (cahier des charges)、④生産基準書の要約文書が含まれる。生産者は、生産基準書によって、原産地呼称・地理

的表示の保護対象となる製品の生産条件を確認することができる。

ところで、35 条 2 項は、提出書類のひとつである生産基準書に記載されるべきものとして、以下の事項を列挙する。①保護されるべき名称、②ワインの説明（AOP ワインについては分析・官能上の主要な特徴の説明、IGP ワインについてはその主要な特徴の説明および官能上の特徴の評価または情報）、③必要な場合には、当該ワインの生産過程で実施される特別な醸造行為および生産に適用される規制、④対象となる地理的領域の範囲、⑤ 1 ヘクタールあたりの最大収量、⑥ ワイン生産に使用されるぶどうの品種名、⑦製品の品質および特性が、本質的または排他的に、固有の自然的・人的要素および特別な地理的環境に由来することを証明する諸要素（AOP ワインの場合）、または、当該地理的由来に帰せられるべき品質、社会的評価、もしくはその他の特性を有することを証明する諸要素（IGP ワインの場合）、⑧国内法もしくは EC 法により適用される諸条件、または、場合により、構成国もしくは原産地呼称・地理的表示の管理を担当する機関によって定められた諸条件（EC 法と両立しうる客観的な条件でなければならない）、⑨生産基準書の遵守を監視する組織または機関の名称および所在地、当該機関の任務に関する詳細な説明、といった事項である。

登録申請者に関する要件は、37 条に規定されている。原産地呼称・地理的表示の登録申請をなしうるのは、原則として生産者団体であるが、例外的な場合には、生産者が単独で申請を行うことも認められる。生産者は、自らが生産するワインに対する保護のみを申請することができる。

すでに述べたように、EC 域外の第三国の地理的領域も保護の対象となりうるが、その登録申請にあたり、35 条に列挙されたものに加え、当該名称が第三国において保護されていることが証明されなければならない。登録申請は、第三国の機関を介して、または、直接的に申請者によって、欧州委員会に対して行われる（36 条）。

2 審査手続

必要書類が提出されると、構成国レベルでの審査が行われたのち、さらに、欧州委員会レベルの審査が実施される。

EU 産ワインの原産地呼称・地理的表示の登録申請がなされると、まず、38 条に規定された EU 構成国レベルの手続に入り、構成国は、当該登録申請において諸要件が満たされているかについて審査を行う。構成国では、当該申請が公表されなければならない、当該国内に存在し、正当な利害関係を有する自然人または法人のすべてに、申請に対する異議申立期間として 2 か月以上の期間を設定すべきことが定められている。

EU 構成国は、諸要件が満たされていると判断した場合、インターネット等において生産基準書およびその要約文書を公表するとともに、登録申請を欧州委員会に送付する。その登録申請には、①申請者の名称および所在地、②生産基準書の要約文書、③提出された登録申請において諸要件が満たされていることを説明する構成国の申請書、④生産基準書およびその要約文書が公表されている場所の明記が必要である。EU 構成国レベルの審査により、申請された原産地呼称・地理的表示は要件を満たしておらず、または、EC 法に違反していると判断されたときは、登録申請は拒絶される。EU 構成国は、遅くとも、2009 年 8 月 1 日までは、38 条の規定を適用するために、必要な立法措置、命令措置、または行政的措置を講じなければならない。

構成国レベルでの審査に続いて、39 条に規定された欧州委員会レベルの審査が行われる。欧州委員会は、登録申請の提出日を公表するとともに、構成国から送付された申請書に関して、諸要件が満たされているかについて審査する。欧州委員会が、諸要件は満たされていると判断した場合、生産基準書が公表されている場所および要約文書が EU 官報に掲載される。しかし、欧州委員会が、諸要件は満たされていないと判断したときは、登録申請は拒絶される。

EU 官報に掲載後 2 か月の間、EU 構成国および第三国、ならびに正当な利益を有する EU 構成国もしくは第三国に存在する自然人または法人は、欧州委員会に対して登録の異議申し立てをすることができる。ただし、すでに異議申し立て手続を経た当初の審査国の自然人および法人は除外される (40 条)。

3 不登録事由

新規規則 43 条は、不登録事由について規定しており、ジェネリックな名称は原産地呼称または地理的表示としての保護を要求しえないとする。ここで、「ジェネリックな名称」とは、当初は当該ワインの生産地または販売地に関係していたものの、現在では EC 域内でワインの普通名称となっている名称である。ある名称がジェネリックであるかどうかの判断にあたっては、すべての関連する要因とともに、① EC 域内、とくに消費地域における状況、② 国内法または EC 法の関連条項を考慮に入れる必要があるとされる。

43 条 2 項は、商標の社会的評価や名声にかんがみ、当該ワインの真正の原産地について消費者の誤認を惹起するおそれがある場合には、原産地呼称または地理的表示として名称を保護することはできないと規定する。

商標との関係は、44 条で言及されている。この規則により原産地呼称または地理的表示が保護されているときは、商標の登録申請が、原産地呼称または地理的表示の保護申請が欧州委員会に対して行われた日以後であって、AOP または IGP に抵触し、指定されたぶどう生産物を対象とする場合、当該商標の登録は拒絶される。もっとも、AOP または IGP に抵触するような商標であっても、原産地呼称または地理的表示の保護申請が欧州委員会に対して行われた日以前に、その商標が登録または申請されていた場合には、引き続きその商標の使用が認められる。

また、新規規則 42 条は、同音の名称の登録について規定しており、すでに登録された名称と同音 (homonyme) または部分的に同じ発音の名称の登録に際し

では、その地方における伝統的な使用方法や実際に混同が生じる危険性を十分考慮に入れることを義務付けている。製品の真正の原産地の地名であっても、他の場所を原産地とする製品であるという誤解を消費者に与える同音の名称は、登録することができない。他方で、すでに登録された同音の名称については、実際の運用において、先に登録された名称と十分に区別されなければならない、生産者の平等な取り扱いを確保する必要性に配慮し、消費者の誤認を惹起することがないように使用されなければならない（42条1項）。

なお、同規則を適用する委員会規則に特別の定めがある場合を除いて、醸造用ぶどう品種の名称のなかに AOP または IGP が含まれているときは、その品種名をぶどう生産物のラベルに表示することはできない。たとえば、以前、フランスのアルザス地方では、《Tokay Pinot gris》という品種名を表示するワインがみられたが、「トカイ」（ハンガリーのワイン生産地）という地理的表示を含んでいたため、2007年4月以降、かかる表示は禁止されるにいたった。

V 原産地呼称・地理的表示の保護の効果

生産基準書にしたがって生産されたワインを販売する事業者は、原産地呼称および地理的表示を使用することができる。欧州委員会が AOP および IGP の電子登録簿を作成・更新することになっており、これは一般に公開される（46条）。現在でも、欧州委員会のウェブサイト上に設けられた E-BACCHUS⁽⁹⁾ を用いて、EU 産ワインおよび域外のワインに関する地理的表示の名称、当該ワインのカテゴリおよびその登録日等の情報を検索することは可能である。

具体的な保護の効果は、45条2項に示されている。

- ①保護された名称に関する生産基準書を遵守していない類似製品について、当該名称の直接的または間接的な商業利用はすべて禁止される。また、原

産地呼称または地理的表示の社会的評価から利益を得ようとする商業利用も許されない。

- ② 産品の真正の原産地が表示されている場合であっても、または、保護されている名称が翻訳され、もしくは、「種類」、「型」、「方法」、「様式」、「模造品」、「風味」、「方式」などの表現をとまなう場合であっても、当該名称のあらゆる不正使用、模倣もしくは言及は禁止される。
- ③ 産品の添付書類、広告および包装・容器に記載される産品の原産国、原産地、性質または本質的な品質に関する虚偽または誤った表示は禁止される。また、産品の原産地に関して誤った印象を与えるような包装も許されない。
- ④ 産品の真正の原産地に関して消費者に誤認を与えるおそれのある行為は、すべて禁止される。

さらに、45条3項によれば、AOP および IGP は、EC 域内ではジェネリックな名称とはならない。EU 構成国は、AOP および IGP の不正使用を防止するために、必要な措置をとることを義務付けられる（45条4項）。

構成国は、産地呼称および地理的表示に関する検査業務を担当する機関を指定し、これを欧州委員会に通知しなければならない（47条）。EC 域内の地理的区域にかかわる AOP および IGP については、生産基準書の遵守を確認する年次検査が、生産過程、調整時および調整後に行われることになっており、47条1項にもとづき指定された機関、または、産品の認証機関（規則 882/2004 号参照）が検査を実施する（48条1項）。なお、前者の機関については、客観性と公平性、資格を備えた人材と任務遂行に必要な財源が確保されること、後者の認証機関については、ISO ガイド 65（EN45011）に適合していることが必要である（48条3～4項）。これに対して、第三国の地理的区域に関する AOP および IGP については、第三国により指定された公的機関や認証機関が年次検査を実施することとなっている（48条2項）。

ところで、申請者たる要件を満たす者は、科学技術の進展や地理的區域の変更のために、生産基準書の修正を申請することができる。修正の申請には、その理由と説明が必要である。修正の申請手続は 49 条に記されており、修正提案が、生産基準書の要約文書のひとつまたは複数の要素の修正を内容とする場合には、38～41 条の手続が適用されるのに対して、修正の内容が些細なものにとどまる場合には、欧州委員会レベルでの審査・異議申し立て手続を経ることなく、修正の可否を決定することができる。

修正提案の内容が生産基準書の要約文書の変更をとまなわない場合には、構成国が修正の可否を裁定し、これを認めるときは、変更された生産基準書を公表し、当該修正の理由と説明を欧州委員会に通知するという手続がとられる。ただし、当該 AOP または IGP の地理的區域が第三国に存在する場合には、欧州委員会が修正の可否を判断する（49 条 3 項）。

50 条は、AOP または IGP の取消しについて定めており、生産基準書の遵守が確保されていないときには、原産地呼称または地理的表示に与えられる保護の取消しが決定されうる。その際、正当な利益を証明することのできる自然人もしくは法人、EU 構成国もしくは第三国は、理由を添えて取消しを要求することができ、または、欧州委員会の提案にもとづき取消しが決定される。

理事会規則 1493/1999 号および委員会規則 753/2002 号により保護されている名称は、新規則によって自動的に保護される。欧州委員会は、これらの名称を登録簿に登載するが、各構成国は、2011 年 12 月 31 日までに、35 条 1 項所定の必要書類および各国の承認決定文書を欧州委員会に移送しなければならない。これらの書類が提出されなかった場合、この理事会規則による保護は失われる。また、すでに保護対象となっている名称であっても、34 条の要件を満たしていない場合には、2014 年 12 月 31 日以前に、欧州委員会の提案により保護の取消しが決定されうる。

VI ラベルの記載事項

新規則は、原産地呼称・地理的表示に関する規定に続いて、ラベル表示および伝統的記載事項について定める。ここで紹介する規定も、2009年8月1日より施行される。

新規則 57 条では、ラベル表示 (étiquetage) および外見 (présentation) に関する定義が示されている。これによれば、ラベル表示とは、当該産品にかかわる書類やラベルなどに付された記載事項、字句、商標、画像または標章をいう。これに対して、外見とは、産品のパッケージングによって消費者に伝えられる情報であり、瓶のタイプや形状も含まれる。

義務的記載事項については 59 条、任意的記載事項については 60 条、そして、伝統的記載事項については 54～56 条に規定が置かれている。

まず、義務的記載事項として列挙されているのは以下の 7 点である。これが適用されるのは、EC 域内で販売または輸出されるぶどう生産物 (乾燥ぶどう由来の部分発酵ぶどう果汁、濃縮ぶどう調整果汁およびワインビネガーを除く) である。

- ①ぶどう生産物のカテゴリーの記載 (ただし、原産地呼称または地理的表示の保護名称がラベルに表示されているワインについては、カテゴリーの記載は省略可)
- ② AOP ワインまたは IGP ワインに義務付けられる「保護原産地呼称」または「保護地理的表示」の記載および当該 AOP または IGP の名称 (ただし、これに相当する伝統的記載事項の表示がラベルに記載されている場合や例外的な場合には省略可)
- ③容量アルコール濃度
- ④ワインの原産国 (provenance) に関する表示
- ⑤瓶詰め元表示、または、生産者もしくは販売者の名称 (ヴァン・ムスー、ガ

理事会規則 479/2008 号における EU 産ワインの表示に関する規制

ス添加ヴァン・ムスー、優良ヴァン・ムスー、芳香性優良ヴァン・ムスーの場合)

- ⑥輸入ワインに義務付けられる輸入元表示
- ⑦ヴァン・ムスー、ガス添加ヴァン・ムスー、優良ヴァン・ムスーおよび芳香性優良ヴァン・ムスーに義務付けられる糖分含有指標

このほか、任意的記載事項として、さらに以下の7点が記されている。ただし、ぶどう生産物のうち、乾燥ぶどう由来の部分発酵ぶどう果汁、濃縮ぶどう調整果汁およびワインビネガーには適用されない。

- ①収穫年 (année de récolte)
- ②醸造用ぶどうの品種名 (一品種または複数の品種)
- ③ヴァン・ムスー、ガス添加ヴァン・ムスー、優良ヴァン・ムスー、芳香性優良ヴァン・ムスー以外のワインにも認められる糖分含有指標
- ④ AOP ワインまたは IGP ワインに認められる伝統的記載事項 (色、品質、醸造方法など)
- ⑤ EC における AOP または IGP のマーク
- ⑥一定の生産方法に関する記載事項
- ⑦ AOP ワインもしくは IGP ワインに認められる、当該原産地呼称もしくは地理的表示の基礎となる区域よりも限定された、またはより広範な別の地理的単位の名称

ここで注目すべきは、AOP ワイン・IGP ワイン以外のワインであっても、収穫年や醸造用ぶどうの品種名の表示が認められている点である。従来、地理的表示なしの EU 産テーブルワインについては収穫年や品種名の表示が認められておらず、「ニューワールド」産ワインと比べて不利であったため、欧州委員会の報告書等においても、その記載を認めることが提案されていた。

AOP ワイン・IGP ワイン以外のワインにおける収穫年および品種名の記載に関し、構成国は、法律、命令または行政的措置により、その表示を許可する手続や統制方法を定めることになるが、ワインの真正の原産地について消費者に誤解を与える場合や国内のごくわずかでしか栽培されていないような品種については、品種名の表示を禁止することもできる。また、複数の構成国で生産されたワインをブレンドしたものについては、原則として品種名を表示することはできないというルールが定められている（60 条 2 項）。

伝統的記載事項については、義務的記載事項および任意的記載事項とは別個に、54 条で定義されている。それによれば、ある構成国において、伝統的に使用されてきた表現であって、EC 法もしくは構成国の国内法における AOP・IGP の対象となる産品を指し示すことを目的とし、または、AOP・IGP の対象となる産品の歴史に関係する特別な出来事、場所のタイプ、色、品質、醸造方法を指し示すことを目的とする表現を意味する。

保護された伝統的記載事項を使用することができるのは、定められた定義に合致する産品のみであって、伝統的記載事項は、あらゆる不正使用に対して保護される（55 条 1 項）。伝統的記載事項は、EC 域内においては、ジェネリックなものとはならない（55 条 2 項）。

伝統的記載事項にはさまざまなものがあり、従来理事会規則 1493/1999 号の施行規則である委員会規則 753/2002 号では、VQPRD に対応するフランスの伝統的記載事項として、《Appellation d'origine contrôlée》、《Appellation contrôlée》、《Appellation d'origine Vin Délimité de qualité supérieure》、《Vin doux naturel》が列挙され、また、地理的表示付きテーブルワインに対応する《Vin de pays》があげられている。さらに、フランスの補充的な伝統的記載事項として、《Château》、《Clairet》、《Claret》、《Clos》、《Cru Artisan》、《Cru Bourgeois》、《Cru Classé》、《Grand Cru》、《Hors d'âge》、《Passe-tout-grains》、《Premier Cru》、《Primeur》、《Rancio》、《Sélection de grains nobles》、《Sur Lie》、《Vendanges

tardives》, 《Villages》, 《Vin de paille》, 《Vin jaune》などがリストに掲げられている。このリストには、表示される言語やワインのカテゴリー、当該表示が認められるワインの原産地も記載されている。たとえば、場所のタイプに関連する《Château》および《Clos》という伝統的記載事項は、VQPRD カテゴリー（フランスの AOC および AOVDQS）に属するフランスのワインのみが表示することを許される。さらに、生産方法に関する《Vendanges tardives》という伝統的記載事項の表示は、AOC アルザスおよびジュランソンのワインにしか認められていない。

伝統的記載事項が保護に値するとしても、その保護の程度は地理的表示ほど強くはなく、EC 域外で生産され、域外で消費されるワインには保護は及ばない。実際、日本では、多くのワイナリーが「シャトー」名を冠したワインを販売しており、醸造方法に関する用語として「シュールリー」が広く使われている。また、EC 域内に輸入されるワインであっても、《Château》, 《Clos》, 《Grand Cru》などの表示が認められる場合がある。さらに、委員会規則 753/2002 号は、ある伝統的記載事項が翻訳された上で使用されることを明示的には禁止していない⁽¹⁰⁾。もっとも、消費者保護の観点から、「『種類』, 『型』, 『様式』, 『模造品』, 『マーク』などの表現をとまなう場合であっても、保護された当該記載事項を盗用し、模倣し、または連想させる行為」, 「容器または包装, 広告, 製品の添付書類において記載されたワインの本質的な品質または性格に関して、不当表示, 虚偽表示または誤認を惹起する表示を付する行為」, 「保護された記載事項を使用する権利を有するワインであるかのように装うなどして、公衆に誤解を与えるおそれのある行為」⁽¹¹⁾は、新規則の下でも、域内においては引き続き禁止されることになるであろう。

ラベル記載事項に関する上記の規制に加え、他の派生法にもとづく規制も存在する。新規則 58 条では、商標に関する理事会指令 89/104/EEC、食品の商品番号に関する理事会指令 89/396/EEC、食品のラベル表示・広告に関する理事

理事会規則 479/2008 号における EU 産ワインの表示に関する規制

会および欧州議会指令 2000/13/EC、容量規制に関する理事会および欧州議会指令 2007/45/EC が適用されることが明記されている。したがって、理事会指令 89/396/EEC により、製造ロットの表示が義務付けられているほか、理事会および欧州議会指令 2000/13/EC 附属書 III bis により、たとえば 1 リットルあたり 10mg 以上の二酸化硫黄が含まれる場合にはその旨の表示が要求される。また、容量規制に関しては、理事会および欧州議会指令 2007/45/EC の附属書において定格容量が限定列挙されており、一般のスティルワインについては、100～1500ml では、100ml、187ml、250ml、375ml、500ml、750ml、1000ml、1500ml のみが認められ（フランスの《Vin jaune》は 620ml のみ）、ヴァン・ムースは、125ml、200ml、375ml、750ml、1500ml のみ、ヴァン・ド・リクールは、100ml、200ml、375ml、500ml、750ml、1000ml、1500ml のみが認められる⁽¹²⁾。

まとめにかえて

以上、本稿では、2008 年 4 月 29 日の新規則の規定にそくして、原産地呼称・地理的表示およびラベル表示に関する改革の概要を紹介した。実際に、これらの規定が施行されるのは 2009 年 8 月からであり、その細則は、これから欧州委員会が制定する施行規則によって定められる。

今回のワイン改革のなかで、表示をめぐる問題は、補糖や各種補助金、栽培権の問題などに比べれば、構成国間のコンセンサスが得られやすく、伝統的な生産国においても反発は比較的少なかった。ただし、その内容の一部につき、欧州委員会や理事会の提案に対して、懸念を表明するところもあった。そこで、最後に、EU における最大のワイン生産国であるフランスの対応に言及して、本稿をしめくくることにしよう。

フランスの上院に相当する元老院では、1999 年の理事会規則以降、数回にわたってワイン市場に関する報告書が提出されている。元老院のウェブペー

ジで公開されている報告書だけでも、2002年の Gérard CÉSAR による報告書《L'avenir de la viticulture française》⁽¹³⁾、2003年の Gérard LARCHER および Gérard CÉSAR による報告書《Vin, santé et alimentation》⁽¹⁴⁾、2005年の Gérard CÉSAR による報告書《Vin, consommation, distribution : nouveaux enjeux, nouvelles opportunités ?》⁽¹⁵⁾、2007年の Simon SUTOUR による報告書《Vers une réforme de l'organisation commune du marché vitivinicole》⁽¹⁶⁾、そして、2008年の Gérard CÉSAR による報告書《Réforme de l'OCM vitivinicole : sauvons notre filière et nos viticulteurs》⁽¹⁷⁾がある。このうち2003年および2005年の報告書は、それぞれ2002年11月および2004年10月に元老院が主催したコロックをまとめたものである。

2007年の Simon SUTOUR 報告書は、2006年6月の欧州委員会報告書（COM 2006/319 final）で提示された表示に関する改革案を部分的に支持しつつも、以下のように述べていた。「ラベル表示に関する規制の改革は、消費者志向の政策の一側面である。最終案に掲げられる明確な様式を知ることなくして判断することはできないが、欧州委員会が表明した意図は、ニーズに応じてラベル表示を簡略化しようということである。『ニューワールド』タイプのワインの成功に対抗するため、地理的表示なしワインにも収穫年とぶどう品種名の記載を認めようとする提案は、議論を巻き起こしかねない。その様式は、消費者に与えられる情報と管理・統制の観点から、遵守すべき要件を定める生産基準書にもとづいて決定される必要がある」。また、地理的表示の保護制度については、「欧州委員会によって提出された品質政策の改革案は、簡略化と『読みやすさ』を実現するための手段であり、EUのルールを国際的なルールにより明確な形で適合させようとするものである。このような方針は、ワインの特殊性が尊重される限りにおいて、支持することができる。現状では、AOPおよびIGPの定義は、ワイン部門には部分的にしか用いることができない。実際、ワイン部門における地理的表示がぶどうの原産地を指すのに対して、IGPの定義では、一

般の農産物に関して、当該地域内における生産または加工が要請されるにすぎないからである。さらに、改革では、地理的表示に関する欧州の制度を国際的に擁護することが目標に掲げられるべきである」としている。

また、フランス元老院では、2007年7月の理事会規則案に関する決議が提案され、2007年11月21日に採択されている⁽¹⁸⁾。この決議では、2013年以降の栽培権制限の撤廃や補糖禁止に対して反対の意思が表明されており、これと同時に、ラベル表示および醸造行為規制に関する理事会の権限を委員会に移譲することへの反対、また、地理的表示なしワインに収穫年とぶどう品種名の記載を無条件に認めることへの反対の立場も示された。フランスの下院に相当する国民議会でも、同規則案に関する決議が採択されており、とくに、地理的表示なしワインには収穫年とぶどう品種名の記載を認めてはならないとした⁽¹⁹⁾。したがって、いかなる条件の下で、このような記載事項の表示が認められるかが問題となるのであって、その調整が課題となろう。

ラベル表示や地理的表示に関する改革は、フランス国内の制度にも影響を及ぼす可能性がある。とくに、フランスは、70年以上前からAOCを中心とする厳格な原産地呼称制度を導入し、国内法によってワインの地理的表示を保護してきたことはよく知られている。EUレベルの新規則および新たな施行規則に対応して、フランスワインのカテゴリーが整理され、諸機関の再編がはかれることになろう。

フランス農業省は、2008年5月29日、「フランスワイン産業現代化5か年計画(plan quinquennal de modernisation de la filière vitivinicole française)」を公表した⁽²⁰⁾。このなかで、「フランスの従来の制度は複雑であり、しばしば第三国の消費者によって誤解されてきた」ことから、「理解可能で、より市場に適応した単純な制度」として、3つのレベルからなる制度の導入が提案されている。まず第一は、地理的表示なしワインであり、製品の品質と適合性を条件として、収穫年とぶどう品種名の記載が認められる。第二は、広い範囲の地理的表示を付し

たワインからなる中間的なカテゴリーであり、新規則の IGP に対応する。そして第三は、生産地のテロワールにもとづく固有の特徴を有するワインのカテゴリーであり、新規則の AOP に対応する。もっとも、フランスにおける現在のヴァン・ド・ペイ、AOVDQS、そして AOC が、EU レベルでいかなるカテゴリーに位置づけられるかはアプリオリに決められているわけではない。なお、この「5 か年計画」では、IGP ワインについては、AOP ワインより生産基準を大幅に緩和し、ぶどう生産地以外での醸造を認める方針も示された。このような改革に対して、一部の生産者の反発や混乱も予想されるが、2009 年以降も、フランス国内法レベルでは AOC の制度自体は残されるものと考えられる。

本稿執筆時点では、新規則にもとづく新たな施行規則の詳細や各構成国の国内法の動向は、なお明らかではない。本稿は、新規則の規定を紹介しながら、原産地呼称・地理的表示やラベル表示に関する改革の基本方針を提示したにすぎない。とはいえ、ワインの表示は、EC 域内の生産者や消費者のみならず、日本を含む域外の消費者にとってもきわめて重要であるだけに、今後制定される施行規則や国内法を通じて改革の内容を解明し、分析を試みていくことが不可欠である。また、日本で生産されるワインの表示に関する規制や地理的表示保護制度のあり方⁽²¹⁾を考える上でも、EC 法上の規制を紹介し、制度設計の参考とすることの必要性は、なお強調されるべきであろう。

注

- (1) EC のワイン共通市場制度については、ローズマリー・フェネル（荏開津典生 監訳）『EU 共通農業政策の歴史と展望』（農山漁村文化協会、1999 年）393 頁以下、長谷川聡哲「EC のワインと共通農業政策」海外事情 32 巻 3 号、高橋梯二＝池戸重信『食品の安全と品質確保』（農山漁村文化協会、2006 年）、是永東彦「WTO 適応型 CAP に向けた改革の進展」国際農林業協力・交流協会『平成 18 年度海外情報分析事業・欧州地域』などを参照。また、テーブルワイン部門の構造的生産過剰につき、石井圭一「生産過剰下の産地再編成——フランスにおけるテーブルワインの場合」人間と社会（東京農工大学）2 号参照。

理事会規則 479/2008 号における EU 産ワインの表示に関する規制

- (2) この報告書の内容につき、是永東彦・前掲論文 28 頁以下、蛭原健介「EU ワイン改革に関する 2006 年欧州委員会報告書」明治学院大学法科大学院ローレビュー 8 号参照。
- (3) 2007 年 7 月に提出された理事会規則案の内容につき、蛭原健介「EU ワイン改革の背景」明治学院大学法学研究 85 号参照。
- (4) たとえば、フランスの元老院は、2007 年 11 月、理事会規則案に関する決議を採択し、同規則案が 2013 年の栽培制限解除を前提とした点、ラベル表示や醸造行為の規制に関する理事会の権限を欧州委員会に移譲するとしていた点などについて反対を表明した。Résolution n° 25 (2007-2008) adoptée par le Sénat le 21 novembre, sur la proposition de règlement du Conseil portant organisation commune du marché vitivinicole et modifiant certains règlements (E 3587)。
- (5) Règlement (CE) n° 479/2008 du Conseil, du 29 avril 2008, portant organisation commune du marché vitivinicole, modifiant les règlements (CE) n° 1493/1999, (CE) n° 1782/2003, (CE) n° 1290/2005 et (CE) n° 3/2008, et abrogeant les règlements (CEE) n° 2392/86 et (CE) n° 1493/1999.
- (6) EC における農産物・食品の地理的表示保護制度につき、TMI 総合法律事務所『平成 19 年度経済産業省委託事業・知的財産の適切な保護に関する調査研究—一東アジア大における不正競争及び原産地等に係る表示に関する法制度』（2008 年）II・91 頁以下、高橋梯二＝池戸重信・前掲書 199 頁以下、荒木雅也「EC における地理的呼称保護」高崎経済大学論集 47 巻 2 号 107 頁以下、JETRO「EU におけるワインの地理的表示制度の改正」欧州知的財産ニュース 2008 年 7～8 月号などを参照。
- (7) これらの規則の内容につき、蛭原健介「EU 法におけるワインの表示に関する規制」明治学院大学法科大学院ローレビュー 5 号、JETRO「欧州委員会、ワインラベル規則の改正へ」欧州知的財産ニュース創刊号参照。
- (8) ジャック・オーディエ(蛭原健介訳)「TRIPS 協定第 3 節の国内的实施をめぐって」明治学院大学法科大学院ローレビュー 8 号 119 頁参照。
- (9) <http://ec.europa.eu/agriculture/markets/wine/e-bacchus/>
- (10) 伝統的記載事項の翻訳使用に関する欧州司法裁判所の先決裁定として、Arrêt de la CJCE (quatrième chambre) du 13 mars 2008, *Heinrich Stefan Schneider contre Land Rheinland-Pfalz*, aff. C-285/06 がある。詳細は、蛭原健介「ワインのラベル表示に関する欧州司法裁判所 2008 年 3 月 13 日先決裁定」明治学院大学法科大学院ローレビュー 9 号を参照されたい。
- (11) 委員会規則 753/2002 号 24 条 2 項参照。
- (12) これらの規制に関して、日本総合研究所『国税庁委託事業・諸外国における酒

類輸入関連制度』(2007 年) 44 頁以下参照。

- (13) Rapport d'information n° 349 (2001-2002) de M. Gérard CÉSAR, fait au nom de la commission des affaires économiques, déposé le 10 juillet 2002.
- (14) Rapport d'information n° 286 (2002-2003) de MM. Gérard LARCHER et Gérard CÉSAR, fait au nom de la commission des affaires économiques, déposé le 12 mai 2003.
- (15) Rapport d'information n° 169 (2004-2005) de M. Gérard CÉSAR, fait au nom de la commission des affaires économiques, déposé le 2 février 2005.
- (16) Rapport d'information n° 203 (2006-2007) de M. Simon SUTOUR, fait au nom de la délégation pour l'Union européenne, déposé le 31 janvier 2007.
- (17) Rapport d'information n° 348 (2006-2007) de M. Gérard CÉSAR, fait au nom de la commission des affaires économiques, déposé le 22 juin 2007.
- (18) Résolution n° 25 (2007-2008) sur la proposition de règlement du Conseil portant organisation commune du marché vitivinicole et modifiant certains règlements (E 3587), adoptée par le Sénat le 21 novembre 2007.
- (19) Résolution sur l'Organisation commune du marché vitivinicole, considérée comme définitive en application de l'article 151-3 du Règlement par l'Assemblée nationale le 18 janvier 2008, TA n° 85.
- (20) Ministère de l'Agriculture et de la Pêche, *Plan quinquennal de modernisation de la filière vitivinicole française*, le 29 mai 2008.
- (21) 日本における法的規制をめぐる問題につき、蛭原健介「ワインの生産および流通における法的統制」明治学院大学法学研究 81 号 140 頁以下参照。

【付記】本稿は、平成 20 年度(2008 年度)科学研究費補助金・若手研究 B「食品・農産物の品質確保と公的介入に関する比較法的研究」(課題番号 20730042)の研究成果の一部である。

執筆にあたり、戸塚昭氏(有限会社テクノカルチャー)、村上安生氏(サントリー株式会社ワイン事業部生産部専任部長)、橋爪克己氏(独立行政法人酒類総合研究所)、小阪田嘉昭氏(メルシャン株式会社技術顧問)ほか多くの方から貴重な助言を賜ることができた。厚く御礼申し上げます。